

埼玉県北部福祉事務所 会計年度任用職員(一般事務)募集

次のとおり会計年度任用を募集します。

会計年度任用職員について

募集する会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2により規定されているものです。

会計年度任用職員は、一般職の地方公務員として地方公務員法が適用され、条件付採用や人事評価、懲戒処分、分限処分、その他地方公務員法に定める服務に関する規定(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止)が適用となります。

1 職務内容

- (1) 特別障害者手当等の給付事務
支給資格の確認、支給金の支出や書類の送付
- (2) 母子父子寡婦資金の償還・貸付事務
返済の通知、納入状況の確認や書類の送付
- (3) 児童福祉、女性・婦人相談業務などの補助事務
来庁者や電話に係る担当者への取り次ぎ

2 応募資格

- (1) 年齢・性別・学歴は問いません。
- (2) 国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。
※地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。
 - ・拘禁刑(令和7年5月31日以前は禁固刑)以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 求める人材

- (1) Word、Excel 等を使用した集計、資料作成などパソコンの基本的操作ができる人
- (2) 明るく誠実で協調性のある人
- (3) 公務員として高い自覚を持ち、県民の立場に立って職務を遂行できる人
- (4) 強い責任感と熱意を持って職務を遂行できる人

4 採用予定者数

1人

5 勤務条件

(1)任用期間

採用日から令和8年1月31日まで

(2)勤務日数・勤務時間

原則週4日・週29時間 午前8時30分～午後4時45分(7時間15分)

休憩時間:正午～午後1時(60分)

(3)休日

原則、土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)です。

(4)休暇

年次休暇等は、県の規定によります。

(5)報酬

月額:154,800 円～185,800 円

※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

(6)交通費

別途支給(県の規定によります。)

ただし、通勤距離の片道が2km 未満の場合等には支給しません。

(7)社会保険

共済組合、厚生年金保険、雇用保険あり

※加入条件を満たす場合に限ります。

(8)勤務地

埼玉県北部福祉事務所

所在地:〒367-0047 本庄市前原1-8-12

6 応募について

(1)応募は、随時受け付けていますが、採用予定者が決定した場合は締め切ります。

下記担当宛てに、募集状況を確認の上、本募集要項に添付している履歴書に写真を貼り、必要事項を記入の上、身上書とともに提出してください。

(2)提出は、平日午前9時から正午、午後1時から午後5時までに、北部福祉事務所に持参してください。

7 選考方法等について

(1)第一次審査

応募書類による選考を行います。

(2)第二次審査

第二次審査(面接)は、埼玉県北部福祉事務所内の会場で随時実施します。日時及び場所については、第一次審査実施後、電話連絡します。

なお、応募書類の返却はしていません。

(3)最終合格

面接実施後、速やかに連絡します。

8 応募の事前連絡及び問い合わせ先

所在地:〒367-0047 本庄市前原1-8-12

担 当:埼玉県北部福祉事務所 副所長 赤尾 勝

電 話:0495-22-0101